

議案第 3 号

飯能市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（飯能市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正）

第 1 条 飯能市子ども医療費の支給に関する条例（昭和 5 9 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し中「受給資格証等」を「受給資格証」に改め、同条中「被保険者証、組合員証又は加入者証及び」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により、被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、」に改める。

（飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正）

第 2 条 飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成 4 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出し中「受給者証等」を「受給者証」に改め、同条中「被保険者証、組合員証又は加入者証及び」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により、被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、」に改める。

（飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正）

第 3 条 飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和 5 0 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「被保険者証、組合員証又は加入者証及び」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により、被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 2 月 1 2 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市子ども医療費の支給に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(<u>受給資格証の提示</u>)</p> <p>第7条 受給者は、病院、診療所、薬局又は柔道整復師等（以下「医療機関等」という。）において対象となる子どもの医療を受けようとする場合は、<u>医療保険各法の規定による電子資格確認等により、被保険者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給資格証を提示しなければならない。</u></p>	<p>(<u>受給資格証等の提示</u>)</p> <p>第7条 受給者は、病院、診療所、薬局又は柔道整復師等（以下「医療機関等」という。）において対象となる子どもの医療を受けようとする場合は、<u>被保険者証、組合員証又は加入者証及び受給資格証を提示しなければならない。</u></p>

飯能市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(<u>受給者証の提示</u>)</p> <p>第6条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、病院、診療所、薬局又は柔道整復師等（以下「医療機関等」という。）において医療を受けるときは、<u>医療保険各法の規定による電子資格確認等により、被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給者証を提示しなければならない。</u></p>	<p>(<u>受給者証等の提示</u>)</p> <p>第6条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、病院、診療所、薬局又は柔道整復師等（以下「医療機関等」という。）において医療を受けるときは、<u>被保険者証、組合員証又は加入者証及び受給者証を提示しなければならない。</u></p>

飯能市重度心身障害者医療費支給に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 受給者は、病院、診療所、薬局又は柔道整復師等において医療を受けようとする場合は、<u>医療保険各法の規定による電子資格確認等により、被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給者証を提示しなければならない。</u></p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第7条 受給者は、病院、診療所、薬局又は柔道整復師等において医療を受けようとする場合は、<u>被保険者証、組合員証又は加入者証及び受給者証</u>を提示しなければならない。</p>